

第12回 安曇野市議会報告会

主催：安曇野市議会

令和7年7月19日

本日の次第

- 1 開 会
- 2 主催者あいさつ
- 3 議会報告・質疑
 - ①総務環境委員会
 - ②福祉教育委員会
 - ③経済建設委員会
 - ④議会運営委員会
 - ⑤議会広報特別委員会
 - ⑥議会改革推進委員会
 - ⑦安曇野市子どもの権利に関する条例（案）
- 4 議会全般に対する質問・意見
- 5 閉 会

第5期安曇野市議会議員

議長

松枝 功



人口減少社会で
の地域づくり

副議長

小林 純子



疑問に思ったら声
をあげる

※写真下のコメントは、議員としての得意分野等です。

委員長
林 孝彦



国際、環境、福祉
教育文化

副委員長
井出 勝正



生活弱者の視点
第一に！

総務環境委員会

※下段議員の掲載順は、左から議席番号の小さい順です。
※写真下のコメントは、議員としての得意分野等です。

大竹 啓正



産業・経済

辻谷 洋一



地域経済支援・観
光振興

竹内 秀太郎



行政サービスと健
全財政

小林 純子



疑問に思ったら声
をあげる

松枝 功



人口減少社会で
の地域づくり

委員長
増田 望三郎



市政や議会につ
いての発信

副委員長
岡村 典明



社協関連、商業
(小売)

福祉教育委員会

※下段議員の掲載順は、左から議席番号の小さい順です。
※写真下のコメントは、議員としての得意分野等です。

矢澤 毅彦



防災減災・まちづ
くり

橋本 裕二



安曇野に子どもと若
者を増やしたい！
(R7.3まで)

臼井 泰彦



教育・平和・民意
を汲む

中村 今朝子



子育て・福祉・教
育

平林 明



バランス感覚

委員長
内川 集雄



働く仲間と共に

副委員長
中村 芳朗



農政、農業委員会、
耕地、林務

経済建設委員会

※下段議員の掲載順は、左から議席番号の小さい順です。
※写真下のコメントは、議員としての得意分野等です。

増井 裕壽



若者の言葉を議
会に届ける

猪狩 久美子



子育て・福祉・地
域の声を大切に

宮下 明博



自主財源の確保
に邁進

一志 信一郎



国営公園と周辺
の観光案内



今回の議会報告会は、実会場とオンラインによる同時開催です。

報告会資料は、市役所や支所、交流学習センターなどで配布し、市議会ホームページにも掲載します。また、報告の様子を録画した映像を準備が整い次第、市議会ホームページにおいて配信しますので、ご覧ください。

総務環境委員会

発表者：委員長 林 孝彦

【総務環境委員会】

総務環境委員会は 総務部、危機管理課、政策部、市民生活部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会事務局の所管に属する事項、その他の委員会の所管に属さない事項を所管

■ 令和6年12月議会

議案第115号 **会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例を一部改正する条例**

全委員から会計年度任用職員の給料も特別職や一般職員の給与と同じく、遡及して支給することを求める意見がだされた。次期の改正に向けて検討するとの部長発言あり。

■ 令和7年3月議会

議案第25号 **令和7年度安曇野市一般会計予算**

「市民活動サポートセンターの新たな拠点整備に関する検討」について質疑があり、市民活動の市民・団体が集う場や情報発信の場が必要なので、令和7年度中に既存の建物を活用した整備を検討するための予算が計上された。

総務環境委員会で審査した陳情

■ 令和6年12月議会

- ・ 令和6年 陳情第8号 **防犯カメラ設置に関する陳情書**

委員会審査の結果、陳情は研究が必要と継続となったが、その後の令和7年3月議会・6月議会でも継続審査となり審査未了となった。しかし、委員会では陳情を受け、政策提言の課題として防犯の取り組みを検討することになった。

審査未了

■ 令和7年6月議会

- ・ 陳情第3号 **選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書**

継続審査の申し出もあったが退けられ、討論の結果、賛否同数となり、委員長裁決で採択された。本会議審議では賛否の討論が多数あったが、賛成多数で採択された。

採択

- ・ 陳情第4号 **若者の議員報酬引き上げを求める陳情書**

令和6年に議員報酬が上がったばかりで、特に若年層に配慮して引き上げる必要性はない。

不採択

政策提言に向けて

■ 令和 6 年政策提言（令和 6 年11月22日に提出） 「移住定住促進のさらなる充実に向けて」

- ①全市的な移住定住促進活動のために、区などの自治組織内部又は関係者間の協力体制が機能するように積極的な支援・調整・協力
- ②移住者への支援制度の拡大
- ③認定NPO法人ふるさと回帰支援センターの団体会員の「展示パネル・資料展示コーナー設置自治体」になることにより、安曇野市の積極的な紹介・売り込みと移住者の獲得
- ④神奈川県小田原市の先進的な取り組みを取り入れること

■ 令和 7 年政策提言テーマ 「防犯カメラなどの防犯対策と 安全安心なまちづくりについて」

令和 6 年 1 2 月議会に提出された「防犯カメラ設置に関する陳情書」を審査する過程で、防犯カメラの問題は政策提言として取り組むべき重要な課題との認識を持った。令和 7 年 3 月には、市の防犯に対する取り組みを学び、5 月には愛知県みよし市と、陳情者から情報提供があった大阪府箕面市の視察研修を行い、現在、提言に向け協議を重ねている。

福祉教育委員会

発表者：副委員長 岡村 典明

[福祉教育委員会] 教育委員会（教育部）・福祉部・保健医療部

議案に関すること

- ・ 令和6年9月議会

議案第81号 令和5年度安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定
504億円余りの歳入 24億円余りの黒字を認定

- ・ 令和6年12議会

議案第107号 令和6年度安曇野市一般会計補正予算（第4号）
入学準備金貸付事業 2,296万円
福祉医療費給付事業（システム改修） 1,771万円
児童福祉（受験料支援等） 1,714万円

可決



- ・ 令和7年3月議会

議案第25号 令和7年度安曇野市一般会計予算 502億5,000万円
教育費50億9千万円 衛生費33億5千万円 民生費174億5千万円
三郷東部認定こども園建設事業 10億5,992万円
豊科近代美術館大規模修繕工事事業 4億5,045万円
福祉医療費給付事業（子ども医療費の窓口負担無料化など） 7億4,774万円

可決

陳情審査に関すること

陳情第6号 陳情書 乳幼児健診委託料改定 および 医療費窓口無料化について

令和6年12月議会

委員会審査 本会議審議とも採択

採択

陳情第9号 安曇野市は、安曇野市議会からの政策提言により子どもの権利に関する
条例を制定することを求める陳情

令和6年12月議会

- ・福祉教育委員会の方針が、決まっていない
- ・先の方針が見えない時点では、結論は出せない 等から
委員会審査にて、継続審査

令和7年1月27日 福祉教育委員会

- ・方向性は、理念条例を市側の部局とともに作っていくことでまとめた
委員会審査 不採択

令和7年3月議会

本会議審議も不採択

不採択



陳情審査に関すること

陳情第5号 令和における安曇野市内義務教育課程児童・生徒の多様な教育機会の確保についての陳情書

令和7年6月議会

委員会審査 本会議審議とも採択

採択

陳情第6号 児童クラブ利用において保護者の対象から祖父母を削除することを求める陳情書

令和7年6月議会

委員会審査 本会議審議とも採択

採択

市への政策提言について

安曇野市子どもの権利に関する条例について

福祉教育委員会協議会 令和6年1月18日から26回開催

この後、別枠で説明します。



經濟建設委員會

発表者：委員長 内川 集雄

経済建設委員会 報告

日本のふるさと

令和7年7月19日（土）

誇れる「安曇野の原風景と水」を守り

市内「経済の活性化と安全」に取り組む



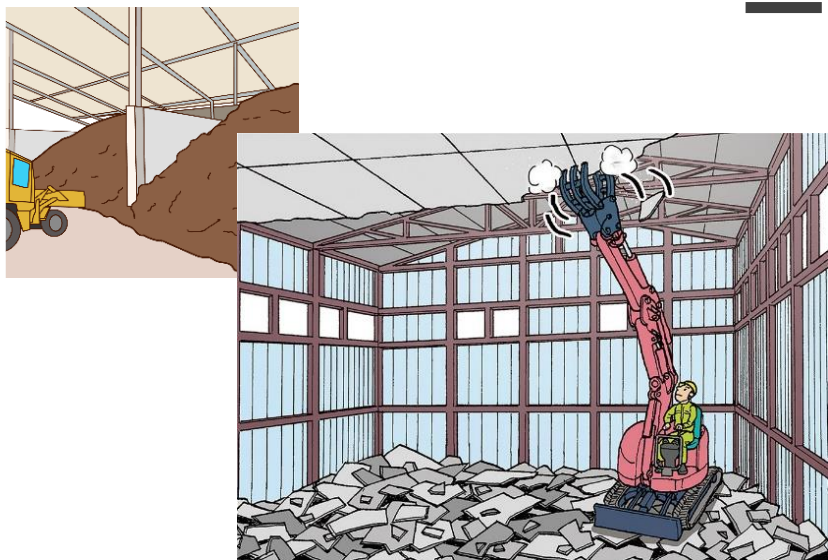
農林部、商工観光スポーツ部
都市建設部 土地利用、上下水道等
に関する事柄を扱います。

農林部

令和6年度（債務負担行為）

三郷堆肥センター解体工事請負契約

契約金額 424,600,000 円



市が循環型農業を推進している。有機肥料の重要性が指摘されており、循環型農業を目指す上で三郷堆肥センター廃止によって有機肥料が必要な農家に十分供給されるのか。



陳情 第2号 安曇野市の適正な土地利用に関する条例、並びに景観条例等関連条例の見直しを求める陳情書

不採択

陳情 第1号 穂高地区における高層ホテルの計画変更及び地下調査の陳情書

継続審査

商工観光スポーツ部

等々力家の再生利活用について

報償費 **50万円**



市の有形文化財となっている等々力家の再生活用について、有識者 などからなる検討チームを設置し検討を進めた。その結果、民間活力の導入により観光施設等として再生活用を目指して行くこととなった。民間事業者から事業提案を募集し、さまざまな視点から検討を進める。その募集に必要な費用。

経済建設委員会 政策提言

テーマ『農業担い手確保について』



高齢化している農業従事者は今後 10 年以内に担い手不足になる。重要であり極めて難しい課題と捉え、先進地視察、専門的知識を有する団体等からご教授をいただき、農家の声を聴き知見を深めてい

議会運営委員会

発表者：委員長 中村 今朝子

議会運営委員

委員長	中村	今朝子
副委員長	橋本	裕二（R7.3まで）
	辻谷	洋一（R7.4から副委員長）
委員	中村	芳朗
	竹内	秀太郎
	林	孝彦
	猪狩	久美子
	内川	集雄（R7.4から）
	平林	明

【 議会運営委員会 】

■ ハラスメント防止条例の制定に向けて

令和6年12月から令和7年3月までは、浅川清実弁護士に依頼し、条例制定に向けた会議を重ねてきました。

条例名称を「安曇野市議会ハラスメント防止条例(案)」として、議員間と議員から職員に対してのハラスメントについて適用するものとし、第16条からとなる条例案とともにハラスメント条例施行規程を作成中。

9月定例会に上程予定で、議決されますと公布の日から施行されます。



■ ハラスメント防止条例の内容とポイント

条例内容

第1条 目的

第2条 定義

第3条 適用範囲

第4条 議員の責務

第5条 議長の責務

第6条 議長の職務代行

第7条 相談員

第8条 苦情相談の申出

第9条 苦情相談の処理

第10条 ハラスメント処理委員会

第11条 委員会の会議

第12条 議長への報告

第13条 是正措置

第14条 プライバシー保護
及び不利益取り扱いの禁止

第15条 研修等

第16条 委任

ポイント

- ・ ハラスメントの発生状況とその対応を毎年公表する。
- ・ ハラスメントの相談は、公平に受けるため、議長が指名する相談員2人以上で対応する。
- ・ 相談を審査し、公正な処理を行うため、「ハラスメント処理委員会」を設置する。
- ・ ハラスメント処理委員会では、弁護士等の有識者から意見を聴くことができる。
- ・ ハラスメントの事実が認められたときは、議長から行為者に助言、指導等を行うが、その前に行為者に弁明の機会を与える。

議会広報特別委員会

発表者：委員長 増井 裕壽

議会広報特別委員

委員長
副委員長
委員

増井
矢澤
大竹
岡村
橋本
臼井
中村
林
井出
内川

裕壽
毅彦
啓正
典明
裕二
泰彦
今朝子
孝彦
勝正
集雄

(R7.3まで)

議会広報特別委員会の取り組み

議会広報特別委員会は

議会の活動を市民の皆さんにお知らせする

広報誌「安曇野市議会だより」を編集・発行しています。

★年4回発行（5月・8月・11月・2月）

★発行部数 38,800部／回

★予算 518万円



現在、議会だよりのカラー化
について議論中！！

議会だよりってどうやって作られているの？

◆9名の議員が、議会事務局職員と協力しながら編集・校正を行い、**1回の発行で5～7回の会議**を経て発行しています。

◆読みやすく分かりやすい議会だよりを目指し、**編集技術の向上**のため視察や研修をしています。

◆**議会だよりモニター**を導入し、市民の声を編集に活かすとともに、編集のレベルアップに努めています。

議会改革推進委員会

発表者：委員長 増田 望三郎

議会改革推進委員

委員長
副委員長
委員

増田	望三郎
中村	芳朗
矢澤	毅彦
大竹	啓正
臼井	泰彦
林	孝彦
宮下	明博
一志	信一郎

【議会改革推進委員会】

安曇野市議会基本条例第19条に基づき設置。基本条例前文で我々議会が誓っている「不断の議会改革を重ねながら市民の信託に全力で応えていく」ことの旗頭となる役割を担った委員会。

本委員会の所掌事務（取り組む項目）

- （１）政策提案能力の向上に関すること。
- （２）情報公開の推進に関すること。
- （３）議会報告会及び議会政策討論会に関すること。
- （４）議会基本条例の運用に関する検証、見直し等に関すること。
- （５）その他条例の目的を達成するために必要と認めること。



現在の取り組み

- ・議会報告会の年１回の開催
- ・議会先例26（委員会人事について）の見直し
令和５年９月定例会に陳情

「議員平等の原則に基づく安曇野市議会の運営と議会内人事の平等を求める陳情書」提出

同年10月に「市民と議会の意見交換会」開催。同年12月定例会で全員一致で採択。

以来、１年半の期間にわたり検討を重ね、議会人事等の見直し内容がまとまった。

【議会改革推進委員会】

議会人事等の見直しによる主な変更点 = 無所属議員の扱いが変更

これまでは議会運営委員会には無所属議員が3人以上の場合に限り1名のみの参加。
議会広報特別委員会、議会改革推進委員会、一部事務組合議会には参加できず。

■議会運営委員会

- ・「会派」も「無所属議員」も3人以上いる場合、会派も無所属議員もそれぞれ一つのグループとみなし、各グループから1人代表を出す。
- ・委員定数8人に対し不足の場合、無所属議員も人数を会派と同等に扱い、無所属議員も含めて按分する。
- ・無所属議員が1～2人の場合、代表1人がオブザーバー出席し、発言することができる。

■議会広報特別委員会、議会改革推進委員会、一部事務組合議会 参加できるようになる。

変更は10月市議会改選後
より採用されます。

子どもの権利に関する条例

発表者：福祉教育委員長 増田 望三郎

子どもの権利に関する条例づくり 1

令和5年12月に政策提言テーマを「子どもの権利条例について」とする。

子どもの権利とは・・・

1989年に国連総会で採択された**子どもの権利条約**（日本は1994年に批准）

①生命・生存・発達に対する権利 ②子どもの最善の利益 ③子どもの意見の尊重 ④差別の禁止 の4原則

2023年4月、条約と憲法の精神に則り、子どもの権利の擁護を明記し、子ども施策の基本理念を定めた**こども基本法**が施行される。

条約や法の趣旨を具体的なこども施策を担う基礎自治体である安曇野市でどのように取り組むのかを考え、その根拠となる条例制定を目指す。



子どもの権利に関する条例づくり 2

この1年半の様々な取り組み

●先進地視察

川崎市（2000年に日本で初めて条例制定した自治体）、松本市（県内で最初に制定した自治体）
佐久市（議員発議で条例制定した自治体）など

●議会研修 「こども基本法と子どもの権利条例について」

令和6年2月 山ノ内町教育長竹内延彦氏／令和7年1月 森本遼弁護士

●意見交換、視察

松本児童相談所、市内小中学校校長会、市PTA連合会幹事会、市内児童館
豊科高校生、穂高商業高校生

●その他

令和6年7月 子どもの権利に関する小中学校児童生徒へのアンケート実施



子どもの権利に関する条例づくり 3

アンケート結果より見えてきた課題

問 「子どもの権利」を知っていますか？

回答

内容を知っている	22	0%
聞いたことはあるが内容は知らない	54	9%
聞いたことがない	23	1%
		78 0%

子どもの権利の主体者である子どもたちの約8割が、
「子どもの権利」の中身について知らない。
では、大人たち（親、学校の先生、地域など）は知っているのか。



子どもの権利の
理念の啓発が必要

子どもの権利に関する条例づくり 4

条例案づくり 令和7年1月より

議会内での政策討論会 1 回目実施（4 月 8 日）



市教育委員会等との意見交換及びすり合わせ



議会内での政策討論会 2 回目実施（5 月 2 2 日）



市民説明会（5 月 2 5 日）



市教育委員会委員との意見交換会（5 月 2 7 日）



市民へのパブリックコメント（6 月 1 2 日～7 月 1 1 日）

条例は当初、理念と政策の両方を備えた案も検討したが、検討の上、目的と基本理念を掲げた「理念条例」とした。

具体的な施策については、「政策提言」の中に組み込むこととした。

子どもの権利に関する条例づくり 5

条例内容

条例は前文と全9条で構成

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 子どもの権利の日

第5条 子どもの役割

第6条 市の役割

第7条 市民の役割

第8条 議会の役割

第9条 委任



子どもの権利の日については11月20日に設定した。

この条文を根拠かつ契機にして、

市としての子どもの権利に関する施策・政策の取組を促していく。

御清聴ありがとうございました